

# 公益財団法人埼玉県消防協会定款

## 第6章 役員

### (役員の設定)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 15名以上30名以内
- (2) 監事 4名以内

2 理事のうち1名を会長、4名を副会長、1名を常務理事とする。

3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長のうち1名と常務理事をもって同法第197条において準用する同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

### (役員を選任)

第22条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 会長、業務執行理事である副会長、業務執行理事でない副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

### (理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表してその業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を執行する。

3 会長及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

### (監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

### (役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

### (役員解任)

第26条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
  - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (役員報酬等)

第27条 理事及び監事は無報酬とする。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。この場合の支給基準については、評議員会の決議により別に定める。

(名誉会長、顧問、委員の選任及び職務)

第28条 この法人の事業を遂行するために必要ある場合、名誉会長、顧問及び委員を委嘱することができる。ただし、その任期は、第12条第1項の規定を準用する。

2 名誉会長は、埼玉県知事とする。

3 名誉会長は、会長の諮問に応じて意見を述べることができる。

4 顧問は、この法人の会長を退任した者のうちから、理事会の決議により若干名を選任することができる。

5 顧問は、会長の諮問に応じて意見を述べることができる。

6 委員は、有識者の中から理事会の決議により若干名を選任することができる。

7 委員は、この法人の調査研究を指導し、若しくは会長の諮問に応じ意見を述べるることができる。